

政総第1658号
令和7年10月9日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和7年9月22日付け神議第1494号をもって送付のありました木佐木 忠晶
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

（ 問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026 ）

答 弁 書

● 国際園芸博覧会における工事代金不払いのない公正な契約履行の確保について

○ GREEN×EXPO 2027 における不払い等の発生を防止する上での課題について

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「GREEN×EXPO 協会」といいます。）からは、大阪・関西万博の海外パビリオンの建設においては、発注者や元請事業者が外国政府や外国企業等であった場合に、日本の市場や商慣行、法制度に精通していないため、契約内容の不備や認識の齟齬が生じ、問題が発生したのではないかと聞いています。

そのため、GREEN×EXPO 2027 においても、外国政府等と日本企業との間で、契約内容の不備や認識の齟齬が生じる可能性のあることが課題であると認識しています。

○ 下請保護・支払い保証制度の導入について

GREEN×EXPO 協会において、大阪・関西万博で生じた事例も踏まえながら、国等とも協議・調整を行いつつ、対応策について検討していると承知しています。

県としては、下請事業者が不利益を被ることのないよう、GREEN×EXPO 協会に適時適切な提案を行っていきます。

○ 公共事業と同様な不適格事業者を排除する仕組みの提案について

GREEN×EXPO 協会では、「公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会契約規程」を定め、公益を目的とする事業を行う性質などを踏まえ、不適格事業者を排除する仕組みを設けています。

当該仕組みは、例えば、神奈川県等から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、一般競争入札や公募型プロポーザルに参加できないなど、公共事業と同様の内容であるため、改めての提案は要しないものと考えます。

○ イベントの推進と県内中小企業の保護に係る方針について

県内中小企業の利益を守りながら GREEN EXPO 2027 を成功させることは可能であり、「GREEN×EXPO 2027 を成功に導く「推進者（協会副会長）」と、県内中小企業の利益を守る「監督者（知事）」という二つの役割」が利益相反になるとは考えていません。

そのため、仮に工期に重要な影響を持つ大手事業者の下請代金支払いに問題が発生した場合は、どちらの責務を優先するということではなく、個別具体的に対応していきます。

○ **大規模な不払いや赤字が発生した場合について**

GREEN×EXPO 2027 における下請事業者への大規模な不払いが発生しないよう GREEN×EXPO 協会の対応に協力していきます。

また、協会では、赤字とならないよう、多くの方々に来場いただくための機運醸成に取り組んでおり、県としても、広く県内に機運醸成を図るとともに、魅力・感動あふれる博覧会となるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

● 「いのちのとりで裁判」最高裁判決を受けた神奈川県に対応について

○ 県の受け止めと責任について

国は、令和7年6月27日の最高裁判所判決後、8月13日に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、原告以外の当時の受給者も含めた対応について、専門家による審議を踏まえた論点整理を行っています。

町村部の生活保護行政を実施している県においても、国の検討状況をしっかりと注視してまいります。

○ 国に対して公式な謝罪や基準の復元等を求めることについて

国では「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置し、対応を検討しています。同委員会では、原告当事者へのヒアリングが行われており、県としては、今後その動向を注視してまいります。

○ 県独自の県民救済について

生活保護は法定受託事務であり、国の責任において対応すべきものと考えており、県としては、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」での検討結果が明らかになれば、しっかりと対応していきます。そのため、県が独自に法的な整理や手続き等を進める考えはありません。

○ 被害額の公表について

「最高裁判決への対応に関する専門委員会」では、当時のあるべき水準に関しての検討や遡及改定する場合の対象者の範囲等について検討されています。現時点では、具体的な対応方針が示されていないため、県独自の被害額の算出や公表は困難です。

○ 調査の実施等について

生活保護は法定受託事務であり、県は生活保護法により厚生労働大臣が定めた基準に基づき、町村部の生活保護行政を実施していることから、今後、「最高裁判決への対応に関する専門委員会」における検討を踏まえ、国から示される対応方針に基づき、速やかに対応していきたいと考えており、県独自の調査等は考えておりません。

○ 生活保護の算定基準の変更等について

生活保護費の算定手法や支給水準は、国において国民の生活実態を把握検証し、決定する責務があることから、県としては、国の議論を注視してまいります。

○ 今後の県の役割について

生活保護は、生活保護法による法定受託事務として、厚生労働大臣が定めた基準に基づき全国一律に実施されていることから、生活保護の水準も国の責任において検討・対応すべきものと考えており、今後、国の対応方針を注視してまいります。

● 外国人優遇デマへの対応と県の多文化共生社会推進に資する広報戦略について

○ 外国籍者に対する行政サービスについて

外国籍県民が年々増加する中、県は「かながわ国際施策推進指針」に従って、国籍にかかわらず、全ての人が心豊かな暮らしを送る多文化共生の地域社会づくりを進めています。

こうした中、「外国籍県民が行政サービスで優遇されている」等の情報が拡散した場合、県が正確な情報を伝えることは、県民の不安を解消し、適切な理解を促す上で極めて重要です。そこで、県では、今後も、行政サービスについて誤った情報が拡散された場合などには、それぞれの施策に関する目的や必要性等の情報を速やかに発信してまいります。

また、多文化理解を促進することは、誤った情報を安易に拡散させないことに資すると考えますので、県は、多文化共生イベント「あーすフェスタ」や、「多文化共生セミナー」等の開催により、多文化共生に関する普及啓発を積極的に行ってまいります。

○ 差別禁止条例について

県では、ヘイトスピーチの解消に向け、「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージを発信するとともに、被害に悩む方に向けた専門相談窓口の設置や、インターネット上のモニタリングを行い、差別的な投稿の削除要請などを実施しています。

また、今後、差別的な投稿の削除要請だけでなく、そうした投稿がしづらくなるよう、新たにSNS上に注意喚起の広告を掲載するなど、取組を強化します。

さらに、今年度、本県としては初の取組となる人権意識調査を実施し、人権がすべての人に保障される地域社会に向けて、効果的な施策につなげていきます。

御質問の、条例を制定する必要性については、どのような内容であればヘイトスピーチ解消の実効性を担保できるのか、国や他の自治体の動向等を引き続き注視しながら考えていきます。

○ 誤情報に対応するための広報について

県の広報戦略においては、『必要なときに、必要な情報が手に入る「県民が知りたいこと」が「伝わる」広報』、『県民目線で分かりやすく「県として知らせたいこと」が「伝わる」広報』を、広報展開における2つの柱としています。

また、具体的な取組として、SNSなどの多様な手段を積極的に活用し、正確な情報を速やかに発信することも、広報戦略に位置付けています。

この考えに基づき、県の施策について、事実と異なる情報が流布された際には、それぞれの所管課が事実に基づいた正確な情報を発信し、適切な対応を行っています。

● 中井やまゆり園元利用者の死亡事案を受けた県の対応と今後の障害福祉の在り方について

○ 長期入所の新規受入れ停止について

中井やまゆり園では、虐待等の不適切支援を改善し、当事者目線の支援の徹底に向けた検討の中で、大規模な県立施設は、構造的に管理性や閉塞性に陥りやすく、利用者の人権に配慮したあるべき支援が提供されにくいとの指摘を受けています。そのため園の定員規模の縮小を図ることとし、新規入所は停止し、支援の改善を進めてきました。

中井やまゆり園元利用者の死亡事案に係る検証チーム報告書では、「県は、コロナ禍の対応や虐待事案等の改善のために新規入所を停止すると判断した際に、元利用者を始めとする在宅で生活している方への支援について、十分な検討をしておらず、必要な対応、施策が十分に取られていなかった」と厳しく指摘がされています。

県は、この指摘を重く受け止め、在宅で生活している障害者の緊急時にはどのような対応ができるのかなど、速やかに、市町村や施設関係団体等と検討を行ってまいります。

○ 相談支援の「かなめ」となる相談機関及び相談支援体制の強化について

障害者や家族からの相談については、県としては、地域の相談支援事業所、基幹相談支援センター及び市町村が、自立支援協議会等を活用し、有機的に連携して相談支援を担っていくものと考えています。

一方、今回の事案では、障害者の権利擁護や虐待対応の点で、相談支援を担う関係機関と、市町村の障害者虐待関係部署、障害者支援施設等との連携における課題が明らかになりました。

そこで県では、これまで以上に、相談支援専門員が相談者の実態を的確に把握し、権利擁護につなげる支援連携の要としての役割を担えるよう、相談支援の質の向上に向けた研修カリキュラムの充実等を検討します。

また、市町村と相談支援事業所、基幹相談支援センター等の関係機関との連携強化を進めるとともに、市町村が設置する自立支援協議会が、障害者への支援体制の協議等に効果的に活用されるよう、引き続き活性化に取り組みます。

○ グループホーム等の数値目標や介護・障害福祉分野の報酬体系の見直し等について

県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」において、市町村がこれまでのサービス利用実績や今後の利用予測等を勘案し見込んだ数値を集計した障害福祉サービスの見込量を種別ごとに設定しています。

障害福祉サービスの基本報酬については、令和6年度改定の効果を十分に検証し、人材の確保や施設経営の安定化、利用者支援の充実を図るため、国に対し、それぞ

れの施設の利用実態に見合った報酬体系への見直しを他の都道府県と共同で要望しています。また、福祉・介護人材の処遇改善についても、更なる拡充をするよう国へ提案しています。

また、昨年 12 月に実施した「障害者支援施設や障害者グループホームの利用を希望する方の実態調査」の結果からは、グループホームが少ない地域ほど、障害者支援施設の利用希望が多くなる傾向にあることなどが見えてきました。

こうした分析結果を踏まえて、各圏域の市町村とともに、グループホームの確保、日中活動サービスの確保など、対策を検討していきます。

○ 地域生活移行について

県では、障害者が地域で当たり前に暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、地域生活移行を推進しており、今後の県立障害者支援施設は、地域で一時的に生活が困難になった場合に、再度受け入れて地域で暮らすことができるよう支援する通過型施設として、当事者目線の支援のモデルを示していきます。

その上で、地域で暮らす障害者にとって、緊急時や虐待のリスクがある場合には、一時的に措置による入所も検討する必要があるとあり、県立の障害者支援施設のみならず、民間施設やグループホームが受け皿になることも考えられます。

県としては、圏域ごとに地域の社会資源の状況も確認しながら、市町村などとともに、セーフティーネットの仕組みの検討を進めていきたいと考えています。

● 川崎ストーカー殺人事件の教訓と県警の組織的課題の克服について

○ 特別チームの体制や役割等について

県では、川崎市での事件を重く受け止め、これまで緊急シンポジウムや、「支援調整会議」を開催してきました。

そうした場でいただいた様々な御意見を踏まえ、広報の強化や相談支援体制、一時保護・自立支援機能の充実、加害者対応の強化、ワンストップで支援につなげる仕組みづくりなどについて検討を進めていきます。

10月1日には、共生推進本部室に、DV・ストーカー被害対策担当課長を新たに配置し、警察本部からの派遣職員や局内関係部署の職員を迎えて特別チームを立ち上げ、推進体制を強化しました。

今後、このチームを中心に、警察や関係機関と連携しながら、被害に悩む方に支援が届くよう、早急に施策の検討を進めてまいります。

● 法人二税超過課税の使途について

法人二税の超過課税の延長にあたり、今後の活用項目としてお示ししている3つの項目は、県民生活や事業活動を守るという観点で、いずれも重要なものとなっています。

まず、「経済対策の推進」ですが、物価高騰の長期化や労働力不足の顕在化などの課題に対応するため、生産性向上や働きやすい環境整備に取り組む中小企業の支援に活用していきます。

また、「災害に強い県土づくりの推進」については、風水害の激甚化・頻発化に加え、首都直下地震等の切迫性も高まっていることから、県民のいのちを守るため、地震防災戦略や水防災戦略に基づく取組に活用していきます。

さらに、「幹線道路の整備」は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化に加え、災害時等における物資輸送や経済活動の早期再開に資することから、自動車専用道路等の整備に活用していきます。

県政を取り巻く行政課題は多様化していますが、法人二税の超過課税については、税をご負担いただく法人等のご意見を伺いながら、3つの項目に活用することとしました。

こうした取組に超過課税を活用することで、県民生活や事業活動に直結する喫緊の課題に、着実かつスピーディーに対応していきます。

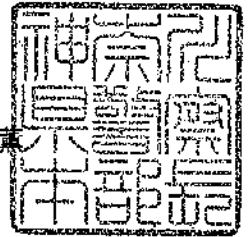


神 務 発第1264号

令和7年10月9日

神奈川県議会議員 長田 進治 殿

神奈川県警察本部長 和田 薫



質問趣意書について (回答)

令和7年9月22日付け神議第1494号をもって送付のありました木佐本忠晶県議からの質問趣意書について、別紙のとおり答弁書を提出します。

問合せ先	総務部総務課連絡係
------	-----------

問 今後、被害届を受け取らないという対応はなくなるのか。被害の訴えがあった際に、まず被害届として受理した上で捜査や対応の要否を判断するという、本来あるべき対応を徹底すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

県警察においては、被害の届出に対して、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理することとしております。

問 署及び本部の対処体制の「形骸化・機能不全」について、なぜ定められたはずの対処要領が遵守されず、組織が機能しなかったのか、その根本原因について伺いたい。

(答)

本事案について、警察署及び警察本部の対処体制が形骸化し機能不全に陥った背景として、危険性・切迫性の評価や執るべき措置について、署長等の幹部に加え、知見と経験を蓄積している警察本部が関与し、複層的・多角的にチェックする仕組みが機能しなかったことに加え、生活安全部門と刑事部門の連携が滞るなどした結果、署の対応が是正されなかったものと考えております。

問 報告書は、対処要員の意識が希薄だったと指摘しているが、現在の研修内容は十分であるとの認識か。また、報告書で示された再発防止策を実践するにあたり、どれくらいの人員が必要であり、実際に何人の増員を予定しているか伺う。

(答)

署の対処体制における要員について、その自覚や対応要領の理解が希薄であったことから、実効的な対処を可能とする体制を確立するため、マニュアルを整備し、ケーススタディ等実践的な教養を徹底することとしており、今後も、教養効果を確認しながら研修等の充実に努めてまいります。

体制につきましては、県内全署の署対処体制を早急に点検し、署の規模に応じて人身安全関連事案に適切に対処できるよう、来年春の定期人事異動に向けて適正配置に努めてまいります。

政総第1658号
令和7年10月9日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和7年9月22日付け神議第1494号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

（ 問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026 ）

答 弁 書

● みどりの食料システム戦略の推進のために

○ 有機農業の促進について

有機農業は、化学農薬・化学肥料などを使用しないなど、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法であり、農業の脱炭素化にも有効な取組です。

本県では、環境に調和する農業を推進することで都市農業を持続的に発展させ、県民の健康で豊かな生活の確保を目指す「神奈川県有機農業推進計画」を平成 21 年 4 月に策定し、継続的に有機農業の推進に取り組んでいます。

具体的には、有機農業への就農支援や、有機農業に適用可能な技術の開発、通常の栽培方法に比べて割高となる栽培経費の支援等を行っています。

また、有機農産物の販路拡大と消費者理解の促進を図るため、有機農業者とバイヤーとのマッチング商談会や、今年度は新たに消費者向けの有機農業バスツアーなども行っています。

今後とも、このような取組により、本県の有機農業の担い手や取組面積を増やすとともに、消費拡大を図ることで、本県における有機農業の推進を図っていきます。

○ リスクを軽減させるための施策の促進について

県では、農業生産による環境負荷のリスクをできるだけ軽減させるため、化学農薬や化学肥料の削減等に取り組んでいます。

化学農薬の削減に向けては、病虫害の発生状況に応じて効果的に農薬を散布する適期防除の普及に加え、農薬以外の資材や天敵と組み合わせて病虫害の発生を抑える「総合防除」を推進しています。

具体的には、施設栽培などに使用する防虫ネットを、害虫の忌避効果がある赤色にする研究開発や、ナシに付くダニの発生を抑制する天敵の導入技術の確立などを行い、化学農薬の使用量を抑制しています。

また、化学肥料の削減に向けては、肥料の過剰施用を防ぐための土壌診断や、土壌が肥料成分を保持する力を高めるための堆肥の施用について、農業者への技術的支援を行っています。

今後とも、大学や民間企業などとも連携しながら、効果的な技術の開発や実証試験等を行い、化学農薬や化学肥料の削減等に取り組むことで、環境負荷のリスクの軽減に努めていきます。

総 第 2544 号
令和 7 年10月10日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和 7 年 9 月22日付け神議第1494号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 宮下、鎌田
内線 8024

答 弁 書

● 「みどりの食料システム戦略の推進のために」について

県教育委員会ではこれまでも、県内産の農産物等をより多く取り入れた学校給食の実施について、市町村教育委員会や県立特別支援学校へ積極的に働きかけてきました。

学校給食に有機農産物を活用することは、食文化等への理解や、生産者への感謝の気持ちを育むことに加え、子どもたちに土壤汚染防止による環境負荷低減や、持続可能な食料生産の促進等に対する理解を深める効果が期待できます。

一方で、有機農産物は安定的な生産が困難であるなどの課題があり、学校給食に必要な量の確保は、なかなか難しい実状があります。

こうした中、国は現在、学校給食における有機農産物の使用促進と児童生徒の食育の推進に向けた調査研究を行っています。

そこで、県教育委員会では、有機農産物の利活用に係るメリットやデメリットを含めた効果的な指導について、今後、国の研究の動向を見据えながら、適切に対応してまいります。

政総第1658号
令和7年10月9日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和7年9月22日付け神議第1494号をもって送付のありました柳瀬 吉助議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 行政改革について

1 事務事業の見直しの成果について

事務事業の見直し（令和6年度実施）の成果にかかる公表については、第3期行政改革大綱の令和6年度点検報告書において、事務事業の見直しの視点を「事業廃止・見直し」、「民間活力の活用」、「デジタル技術の活用」の3つに分け、それぞれに見直しの件数と業務の削減時間を記載するとともに、県民の皆様にも分かりやすく伝わるよう、主な見直しの事例も併せて公表しました。

2 事務事業の見直しの成果に対する評価について

1に対する評価ですが、令和6年度当初の予定に加え、トップダウンによる事務事業の見直し等により、合計172件の取組を実施することで、約30万時間の業務削減効果を見込みました。

次に実績ですが、これらの取組により、令和6年度は、約17.7万時間の削減を行いました。令和6年度中の業務削減の実績は見込みを下回っていますが、これは業務効率化のための業務システムの導入が年度途中となったこと等によるもので、開始した取組は翌年度には通年で効果が現れるとともに、後年度にも効果が継続することから、十分な成果が得られるものと考えています。

3 知事肝いり事業の廃止やダイナミックな見直しを行った職員への評価について

知事肝いり事業の廃止については、聖域なく事務事業の見直しを進めるため、職員に対して知事メッセージを発出して取組をすすめた結果、令和7年度から、マグネット・カルチャーの取組の一環として開催していた「かながわミュージカルアワード」や、県内企業のSDGs経営の推進に向けた「SDGs金融促進事業」等を廃止しました。

また、ダイナミックな見直しを行った職員を高く評価した具体的事例についてお尋ねがありましたが、毎年行う職員の人事評価において事業の廃止も含め、業務改善等の実績のあった職員を適切に評価しております。

4 「スクラップ・アンド・ビルド」、「EBPMの推進」について

「スクラップ・アンド・ビルド」、「EBPMの推進」についてですが、本県では、予算編成にあたり、あらゆる施策・事業について、これまでの成果や課題を分析した上で、優先順位を見極め、廃止や休止を含めた見直しの徹底を図っています。

見直しにあたっては、全庁に通知している予算編成基準等において、「国や市町村等との役割分担の観点から、県が実施主体となるべきか」、「社会情勢や県民ニーズの変化等を踏まえ、実施手法や費用対効果が妥当か」など、具体的な視点を示し、検討・調整を行っているところです。

引き続き、こうした視点等による不断の事業見直しを徹底し、必要な施策・事業に予算等の資源を重点配分するなど、限られた資源で、複雑化・多様化する県民ニーズに対応した質の高いサービスを提供してまいります。